

社会福祉法人指導監査結果

1. 指導監査実施日 平成28年2月10日(水)
 2. 法人名称及び住所 社会福祉法人だんのさと
 鳥取市瓦町568番地
 3. 実地・書面の別 実地検査
 4. 監査担当課 鳥取市福祉保健部高齢社会課
 5. 文書指摘事項

区分	指摘事項	前回監査時 指摘事項
Ⅱ－2 資産管理の状況	法人登記の資産総額の変更登記が平成27年8月11日の登記となっていた。組合等登記令第6条第3項に基づき、資産総額の変更登記は毎事業年度末日から2か月以内に行うこと。	
Ⅱ－2 資産管理の状況 Ⅲ－3 会計管理の状況	貴法人経理規程第59条第2項の規定によると、基本財産以外の固定資産の増加又は減少については、事前に理事長の承認を得なければならないとなっているが、平成26年7月9日に車両を取得の際、理事長の承認がなされておらず、購入の際の契約も締結されていなかった。 また、車両の廃棄の際も、理事長の承認がなされていなかった。貴法人経理規程に則って手続きを行うこと。	
Ⅲ－3 会計管理の状況	月次報告は、貴法人経理規程に基づいて行われているが、規定に定められた期日までに行われているかどうか確認できなかった。貴法人経理規程に則って処理すること。	
Ⅲ－3 会計管理の状況	貴法人経理規程第25条第2項の規定によると、金銭の支払いを行う場合には、会計責任者の承認を得て行わなければならないとなっている。支払関係の伺いに会計責任者の承認印が押印作成されていないものがあった。貴法人経理規程に則って手続きを行うこと。	
Ⅲ－3 会計管理の状況	貴法人経理規程第29条の規定によると、出納職員は、現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならないとなっているが、小口現金出納帳等確認しているものが見受けられなかった。(確認印なし) 貴法人経理規程に則って処理すること。	